

# 訴 状

2021年（令和3年）2月16日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 内 藤 隆

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

当事者の表示

原 告 青森県

佐原 若子

外 1 1 名 別紙原告目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人 別紙訴訟代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者 法務大臣 上川 陽子

処分行政庁 原子力規制委員会（委員長 更田 豊志）

六ヶ所再処理事業所廃棄物管理事業変更許可処分取消請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 原子力規制委員会が、日本原燃株式会社に対し、2020年（令和2年）8月26日付でなした、日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可は、これを取消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。  
との裁判を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 本件変更許可処分

原子力規制委員会は、2020年（令和2年）8月26日、日本原燃株式会社に対し、原子炉等規制法第51条の5第1項に基づき、日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設（以下、「本件施設」という）における廃棄物管理の事業の変更許可（以下、「本件変更許可処分」という）を行った。

### 2 当事者

原告らは、本件施設の近隣に居住しており、本件施設から放射性物質が漏洩した場合放射線による障害等の被害を受ける危険がある者である。

被告は、行政事件訴訟法第11条第1項第1号により、原子力規制委員会が行った本件変更許可処分の取消訴訟の被告となることが定められている者である。

処分行政庁は、原子力規制委員会（委員長更田豊志）である。

### 3 本件変更許可処分の違法性

#### （1）許可基準違反

本件変更許可処分は、原子炉等規制法第51条の5第3項が準用する同法第51条の3第1項各号の許可基準及び同項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合しない本件施設の変更を許可したものであり違法である。

## (2) 審査基準の不合理性

本件変更許可処分に際しての安全審査である規制基準適合性審査の調査審議に用いられた具体的審査基準は、現在の科学技術水準に照らし不合理である。

## (3) 調査審議及び判断の過程の過誤、欠落

本件変更許可処分に際しての安全審査である規制基準適合性審査の調査審議及び判断の過程に、現在の科学技術水準に照らし、看過しがたい過誤、欠落がある。

## 4 具体的な違法性の主張

本件変更許可処分の違法性に関する具体的な主張は、追って主張する。

## 5 関連事件（関連請求の追加的併合について）

御庁平成5年（行ウ）第2号「高レベルガラス固化体貯蔵施設」廃棄物埋設事業許可処分取消事件（以下、「旧訴」という）は、日本原燃株式会社六ヶ所再処理事業所の廃棄物管理事業の許可処分の取消請求であり、本件変更許可処分は、上記事業許可処分を変更する処分である上、上記事業許可処分とともに六ヶ所再処理事業所廃棄物管理事業施設の設置運転に向けた一個の手続を構成するものであるから、旧訴と本訴は行政事件訴訟法第13条第2号または6号の関連請求に当たり、同法第19条第1項の関連請求に当たるものである。

## 6 まとめ

よって、本件変更許可処分は、許可の要件を欠き、また違法であるから、取消を免れない。

**第3 証拠方法** 追って提出する。

**第4 付属書類** 訴訟委任状12通